

久留米競輪場再整備基本計画策定業務 仕様書

1 業務名

久留米競輪場再整備基本計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、都市計画決定した正源氏公園の中に位置する老朽化した競輪場メインスタンド等の施設を解体し、新たな競輪場を建設するにあたり、その基本計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月15日（火）まで

4 提案上限額

業務に関する費用は、28,600,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

※上記金額を超えた提案は失格とする。

5 業務内容

(1) 現状の分析及び課題整理

- ア 現況施設の概要
- イ その他施設（公園施設、文化財施設等）の現状
- ウ 法規制の状況整理
- エ 災害ハザード等の検証
- オ 全国及び久留米競輪の収支、来場者数等の分析
- カ 久留米競輪場の施設整備における課題の整理

※整理にあたっては、「久留米競輪場中期運営計画（平成29年度～平成38年度）」（平成30年3月久留米市）、「久留米市競輪事業収益向上基本構想」（令和2年3月久留米市）も参照すること。

(2) 公園区域を含めた全体構想と競輪場再整備の基本方針の策定

- ア 上位・関連計画の整理
- イ 正源氏公園全体の考え方の設定（ゾーニング含む）
- ウ 競輪場再整備の基本方針

(3) 競輪場再整備ゾーンの施設整備計画策定

- ア 基本方針に基づく必要な機能と整備イメージ
- イ 競輪場再整備ゾーンのコンセプトの設定

- ウ 個別施設の整備計画の検討（施設諸元の設定）
 - エ 法規制への対応方針の整理
 - オ 施設の配置、規模、高さ等を検討するための計画図等の作成
 - カ 来場者と駐車場需要予測（現況及び将来予測）
 - キ 各施設事業費用の見積及び整備スケジュールの検討
 - ク 整備後の収支推計
- (4) 関係機関協議資料の作成
- ア 関係機関協議資料の作成
- (5) 基本計画の策定にあたっては、以下の点に配慮したものにすること。
- ア 近年の来場者数の動向を見据えた規模（コンパクト化）
 - イ バンク（競争路）については、基本的に現状のまま再整備を行うことを想定している。
 - ウ 既存施設の解体撤去工事の施工条件
 - エ 競輪のみならず自転車競技等のスポーツや市民を対象としたレクリエーションイベント等が開催可能な施設機能、用途
 - オ コンパクト化により発生する余剰地の有効活用
 - カ 新施設の区域における法規制への対応
 - キ ユニバーサルデザイン
 - ク 女性、若者、家族連れ等の競輪未経験者等の来場促進
 - ケ 受動喫煙対策
 - コ 省エネルギー等の環境に配慮した施設・設備
- (6) 再整備スケジュールの検討
- 下記の条件のもとに、既存施設の解体から新施設建設までのスケジュールを検討すること。
- ア 本場開催の休止期間が可能な限り短期間となること。
 - イ 工事期間中も場外発売を行うこと。

6 業務実施にあたっての留意点

- (1) 以下の内容を踏まえること。
- ア 「久留米市新総合計画第4次基本計画（令和2年度～令和7年度）」
（令和2年3月 久留米市）
 - イ 「久留米市都市計画マスタープラン」（令和2年3月改訂 久留米市）
 - ウ 「久留米市緑の基本計画2018（平成30年6月 久留米市）」
 - エ 「第三次久留米市環境基本計画（2021～2025）」（令和3年3月 久留米市）
 - オ 「久留米競輪中期運営計画（平成29年度～平成38年度）」
（平成30年3月 久留米市）

- カ 「久留米競輪事業収益向上基本構想」(令和2年3月 久留米市)
- キ 「自転車競技法施行規則」(平成14年9月30日 経済産業省令第97号)
- ク 「競輪場施設改善指針」(平成15年3月6日 競輪政策決定会議)
- ケ 「自転車競技法施行規則第10条第4号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件」
(平成18年12月28日 経済産業省告示第369号)
- コ 「競輪開催の適正化について」(平成25年4月1日 20130321製局第10号)
- サ 「ナイター競輪開催対応施設整備指針について」
(平成25年4月1日 20130321製局第21号)
- シ 「選手宿舎の整備・改善指針」(平成26年3月27日 競輪最高会議)
- ス 「都市計画法」(昭和43年6月15日 法律第100号)
- セ 「建築基準法」(昭和25年5月24日 法律第201号)
- ソ 「都市公園法」(昭和31年4月20日 法律第79号)
- タ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

※但し、久留米市の指示内容が上記の内容と異なる場合は、久留米市の指示内容を優先すること。また、上記の他、関係法令・規則等を遵守すること。

7 業務管理

履行期間中は、次のとおり適切に業務管理を行うこと。

(1) 業務実施計画書

受託者は、仕様書に基づき、本業務に関する業務実施計画書を契約締結後速やかに作成・提出し、久留米市の承認を得ること。

(2) 会議の開催

ア 業務の進捗状況確認や課題等の共有を行うため、受託者は履行期間中、定期的（原則として月1回程度）若しくは久留米市が必要と認めたときに、久留米市との会議を実施すること。

イ 課題の顕在化等で緊急に解決すべき課題等が発生した場合は、随時受託者及び久留米市による課題調整会議を開催し、課題の共有及び解決に向けた調整を行うこと。

ウ 受託者は会議資料を準備し、会議終了後は速やかに議事録を作成し久留米市に提出すること。

8 成果品の提出・検査・取扱い

(1) 成果品として以下のとおり提出すること。

ア 久留米競輪場再整備基本計画 A4版 縦長	10部
イ 同報告書の概要版 A4版 縦長	10部
ウ その他久留米市が指示・指定する本業務に関連する資料	1部
エ 上記アからウのデータを収めた電子データ（CD-R等）	1部

※図、イラスト又は写真等を用いて、視覚的に伝わりやすい内容にすること。

(2) 提出場所

〒839-0862 福岡県久留米市野中町2番地

久留米市 商工観光労働部 競輪事業課（久留米競輪場）

(3) 成果品の検査

受託者は、業務完了後遅滞なく成果品を提出し、久留米市の検査を受けること。

なお、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講じること。

(4) 成果品の取扱い

本業務の成果品の取扱いは、次のとおりとする。

- ①本業務の成果品に関する著作権は、検査完了の時をもって受託者から久留米市に移転及び帰属する。
- ②受託者は成果品を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。

9 再委託の禁止

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者へ委託してはならない。ただし、本業務の一部を書面により、あらかじめ久留米市へ届出を行い、承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 受託者は、久留米市の上記承諾を得て本業務の一部を第三者に委託したときは、この仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

10 業務実施体制

(1) 本業務を行うために必要な能力、技術力及び実績を有する者を配置すること。

(2) 原則として、「久留米競輪場再整備基本計画策定業務公募型プロポーザル」によって業務担当予定者として提案した者が業務を担当すること。なお、担当者が事故、病気又はその他やむを得ない事由によって業務を遂行できなくなった場合は、担当者と同等以上の能力、技術力及び実績を有する者を配置し、久留米市の承諾を得なければならない。

1.1 契約解除事項

- (1) 「久留米競輪場再整備基本計画策定業務公募型プロポーザル」によって提案した体制と実際の体制が著しく変更され、同プロポーザルにおいて提案した内容を達成することが困難であると認められた場合、久留米市は本業務の契約を解除することができる。
- (2) 受託者が久留米市に虚偽の報告を行う、又は本仕様書の内容を遵守しない、久留米市の指示に従わない等不誠実であることが明らかであることが認められる場合、久留米市は本業務の契約を解除することができる。

1.2 損害賠償責任

受託者は、業務履行の結果、受託者の責に帰すべき理由によって久留米市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

1.3 暴力団排除

受託者は、業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を久留米市に報告するとともに、所轄警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害を受けた場合は、その旨を久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 上記排除対策を講じたにも関わらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに久留米市と工程に関する協議を行うこと。

1.4 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、久留米市と受託者は協議のうえ対応を決定する。
- (2) 受託者は本業務の実施にあたって、久留米市商工観光労働部競輪事業課及び関係部局と連携して円滑に業務を遂行すること。